

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 私的整理ガイドラインと税務上の取扱い

Q : 私的整理ガイドラインによる債権放棄についての税務上の取扱いが公表されたようですが、内容を教えてください。

A : 債権放棄は寄付金に該当せず、債務免除者側では債務免除益と繰越欠損金との相殺が認められることが明らかにされました。

【解説】

「私的整理に関するガイドライン研究会」はこのほど、取引先企業の再建を目的とした債権放棄の基準を取りまとめる一方で、同基準に基づく債権放棄が、①「子会社等を再建する場合の無利息貸付け等」にいう合理的なものとして寄付金として取り扱わず損金算入が認められること、②債務免除を受けた債務者についても「資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入」により、債務免除益相当額までの繰越欠損金の損金算入の適用が受けられることを確認するための照会を行っていました。

この照会に対し国税庁では、①及び②の両点について、「照会に係る事実関係を前提とする限り」としながらも研究会の照会を認める旨を明らかにしています。

ただ、この私的整理の対象となるには、事業価値があり重要な部門で営業利益を計上していること、法的整理によるよりも債権者・債務者双方にとって経済的な合理性が期待できることなどのほか、3年以内を目処に債務超過を解消、又は黒字転換する内容の再建計画案を策定する必要があるなど、非常に厳しい要件をクリアしなければなりません。

